# ごみの不法投棄、野外焼却

農道や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄。素掘りの穴やドラム缶など、法に定め られた基準を満たしていない焼却炉でごみを燃やす野外焼却(野焼き)。これらは法律で禁止されています が、後を絶ちません。

美しい四日市を守るため、決められたルールをきちんと守りましょう。

### 無くならない不法投棄

平成28年度に市が回収したごみの不法投棄の件数は、1.766件でした。

ごみを捨てた人はさっぱりするかもしれません。でも、不法に捨てられたごみは、 誰かに迷惑を掛けて、誰かが苦労して処分しています。

市では、「ごみの捨て得」にならないよう、不法投棄されたごみの中から捨て た人の手掛かりを探し出して、警察と連携しながら指導などを行っています。



### ごみの不法投棄は重大な犯罪行為です

捨てたごみが紙くず、ビン、缶などのありふれた家庭ごみで あっても、それは不法投棄であり、処罰の対象となります。

#### (不法投棄の罰則)

個人の場合:5年以下の懲役若しくは1.000万円以下の罰金

またはその両方の罰

法人の場合:3億円以下の罰金

### 地域のごみ置き場に出せない場合は

ごみ出しの日を忘れていたり、引っ越しなどでご み出しの日まで待てなかったりするときは、四日市 市クリーンセンターにごみをお持ちください。

持ち込める時間帯や品目などは、ごみガイド ブック、ごみ収集日程表の裏面や、市ホームページ (HPID 1000100000275)をご覧ください。

#### 不法投棄を無くすために

本市では、不法投棄パトロール班が市内の不 法投棄パトロールを行っています。また、市道で不 法投棄物を発見した場合や、市道に不法投棄物

があるとの通報 をいただいた場 合は、回収・処分 を行っています。 なお、私有地



棄された場合は、所有者に処理責任が生じます。

管理している土地 は、柵や看板を設置 したり、定期的に清 掃や除草をしたりし て、不法投棄をされ にくい環境づくりに 努めましょう。



不法投棄パトロール研

### 野外焼却は禁止されています

庭先や空き地などでごみを焼却すると、煙や灰が発生し、悪臭がす るなど、近隣の人に迷惑が掛かります。

ごみは燃やさず、必ず分別して、ごみ収集日程表のとおりに地域の 集積場へ出すなど、適正に処理してください。

#### (野外焼却の罰則)

個人の場合:5年以下の懲役若しくは1.000万円以下の罰金またはその両方の罰

法人の場合:3億円以下の罰金

ごみを焼却するには「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | で認められた焼却炉で焼却する必要が ありますが、メンテナンスが不十分な場合や、設置する場所によっては苦情が出る場合があります。

#### ●野外焼却が認められているもの

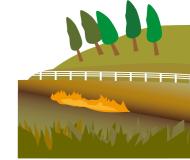
例外として次の場合は野外焼却が認められていますが、ご近所の迷惑にならないように気を付けて ください。



行事における「しめ縄、門 松上などの焼却



たき火やキャンプファイヤーなど での木くずなどの焼却



あぜの草や下草の焼却など、農業 または林業を営むためにやむを得 ないもの

### 不法投棄を発見した場合や、近隣の野外焼却でお困りのときは

### **廃棄物対策室(☎354-4415)** へご相談ください。

※休日・夜間は市役所宿直(☎354-8177)へ

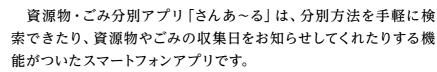




ごみ捨ての便利アイテム

## ごみ分別アプリ「さんあ~る」

をご活用ください



簡単な操作で使うことができますので、ぜひご活用ください。





▲android版

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は 廃棄物対策室 2354-4415 FAX 354-4412